

【川越キャンパス研究科用】

■事前審査について

□対象研究科 理工学研究科、学際・融合科学研究科、総合情報学研究科

□事前審査とは

出願資格のうち下記に該当する者が、東洋大学「大学院入学試験」の出願をするにあたり、事前に審査を受けなければならない制度です。対象の方は、この事前審査に合格した場合に限り、「大学院入試」の出願が認められます。

博士前期・修士課程の場合・・・出願資格 (1) ～ (6) } に該当しないが、研究分野に関連する経歴
 博士後期課程の場合・・・・・・出願資格 (1) ～ (4) } (職歴、研究歴または学修歴) を有するもの

□提出期限・提出方法

提出期限 2021年8月入学試験受験希望者 → 2021年6月25日(金)まで

2022年2月入学試験受験希望者 → 2021年11月5日(金)まで

提出方法 事前審査提出書類一式を「書留・速達」で郵送してください。(消印有効)

封筒の表書きに、「事前審査書類在中」と朱書きしてください。郵送以外の出願は受けません。

□問い合わせ先・審査書類提出先

事前審査の必要がある者は、事前審査の書類提出の前に、電話でお問い合わせください。

〒350-8585 埼玉県川越市鯨井 2100 東洋大学川越事務部教学課 大学院担当宛 Tel.049-239-1313

□提出書類

「出願資格事前審査申請書」と必要な「添付書類」を提出してください。

<https://www.toyo.ac.jp/academics/gs/prospective/ad/>

	研究科	入試方法	No.	書 類	提出の有無	
					博士前期課程	博士後期課程
添付書類	理工学研究科	一般入試	1	履歴書	○	○
			2	最終学歴の証明書「卒業(見込)証明書および成績証明書」 高卒認定試験合格者または大検合格者の場合、合格証明書および合格成績証明書を提出	○	○
			3	業績書(任意書式)	○	○
			4	職歴証明書(本学所定用紙)、または博士前期課程入学時点において、本研究科における研究内容と関連の深い業務に通算4年以上常勤として従事したことが分かる書類 ※短期大学の卒業者は、同通算2年以上とする常勤として従事したことが分かる書類	○※1	
			5	査読付き論文の抜刷1編以上、または自らが全体もしくは特定専門分野の担当として作成した理工学関連分野の報告書2編以上		○
	学際・融合科学研究科	外国人留学生入試	1	履歴書	○	○
			2	最終学歴の証明書「卒業(見込)証明書および成績証明書」 高卒認定試験合格者または大検合格者の場合、合格証明書および合格成績証明書を提出	○	○
			3	業績書(任意書式)	○	○
			4	本人が著者の一員である査読付き論文の抜刷1編以上(博士後期課程の場合、英語論文に限る)または上記に準ずる書類(取得特許を証明する書類、英語能力の証明書、各種資格取得証明書、国際的活動経験や実務経験を証明する書類、過去に大学院において入学許可を得たことを証明する書類、等)	○※2	○※2
	総合情報学研究科	外国人社会一般人入試	1	履歴書	○	○
			2	最終学歴の証明書「卒業(見込)証明書および成績証明書」 高卒認定試験合格者または大検合格者の場合、合格証明書および合格成績証明書を提出	○	○
			3	業績書(任意書式)	○	○
			4	職歴証明書(本学所定用紙)、または博士前期課程入学時点において、当該国の学校教育における教育歴と、本研究科における研究内容と関連の深い業務に常勤として従事した職歴の年数を合計して16年以上の経験を有することが分かる書類	○※1	
			5	査読付き論文の抜刷1編以上、または自らが全体もしくは特定専門分野の担当として作成した総合情報学関連分野の報告書2編以上		○

- ・高等学校の卒業生または高卒認定試験合格者または大検合格者であることを前提とする。
- ・理工学研究科、総合情報学研究科 博士前期課程を志望する外国人の場合、当該外国の学校教育における16年未満の教育を受けた文部科学省の定める学校教育法に規定されている大学入学資格を有する者であることを前提とする。
- ・外国籍の方は、入学試験要項の「外国籍の方の出願資格」により、出願可能な入学時期と入試の関係を確認すること。

※1: パートタイムとしての勤務や兵役等はこの期間に含めない。

※2: パートタイムとしての勤務や兵役、青年海外協力隊員やNGO職員等は国際的活動経験や実務経験に含めない。

※3: 編転入している場合は、編転入前の成績証明書も必要。日本語または英語以外の言語で作成された証明書を提出する場合は、証明書に①日本語または英語による翻訳 ②①の翻訳証明(大使館等の公的機関による証明。または日本語学校・翻訳会社による学校・会社の公印が押された証明。)

※事前審査で提出された書類、証明書は返却いたしませんので、ご注意ください。

(「大学院入試」の出願が認められた方は、出願手続に則り、あらかじめ書類を提出する必要があります。)

1. 博士前期課程

博士前期課程または修士課程に出願することのできる者は、次のいずれかに該当する者です。

- (1) 大学を卒業した者および卒業見込の者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者および修了見込の者
- (3) 外国の大学において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者および授与される見込みの者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者および修了見込の者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (6) 大学に3年以上在学した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績をもって修得したものと認めた者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時までに22歳に達した者（※）

※3年制大学（専科大学）は学士に相当する学位が授与されないため、研究分野に関連する経歴（職歴、研究歴または学修歴）

がない者は、個別の入学資格審査による事前審査の出願を認めません。

2. 博士後期課程

博士後期課程に出願することのできる者は、次のいずれかに該当する者です。

- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者および授与される見込の者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者および入学時までに授与される見込の者
- (3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者および入学時までに授与される見込の者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時までに24歳に達した者

博士前期の出願資格（1）～（6）、博士後期課程の出願資格（1）～（4）に該当する者は、東洋大学大学院入学試験を受験するにあたって、「事前審査」の手続をとる必要はありません。